

令和5年11月27日

葬祭業者 各位

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合
さくら斎場

先ごろ、当斎場にて火葬を行った際、棺の中に納められていたガラス製の副葬品が溶けて火葬台車に付着するという汚損事故が発生しました。

ガラス製品がご遺体とともに火葬されると、ご遺骨にガラスが融着することに加えて、火葬台車の汚損によりその後に予定されている火葬が行えなくなる恐れがあります。

葬祭業者ご担当者におかれましては、当組合 HP に掲載している『さくら斎場利用の手引き（令和5年版）』「第14 棺に納める副葬品」（22、23ページ）を今一度ご覧いただきまして、火葬に支障をきたす副葬品（以下「規制品」という。）を再度確認したうえで、棺の中に規制品が納められていないことを火葬前に確認するようお願いいたします。

なお、規制品を火葬した結果、斎場の設備が汚損・損傷した場合又は他葬家の火葬に支障を来したこと等により損害が生じた場合、損害を賠償していただくことがあります。